

感染症における「きらり」通所についての取り扱い

感染症にかかった場合の出席停止期間について、学校保健安全法では次のような扱いが定められています。
「きらり」においても、出席停止期間は通所を控えてもらうべきと考えます。

① 第1種については、感染症予防法により、発症すると入院・治療し、完治するまで退院できないので、その間は登校できません。

② 第2種にかかった場合は、学校に届け出て、定められた出席停止期間に従って、医師の登校許可が出るまで家庭で安静にします。

③ 第3種については、出席停止期間の個別の基準はありません。「病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで」となっていますので、症状によって登校してもよいと医師が判断した時は登校できます。

※ 第1,2,3種については、表1「学校保健安全法施行規則第18条における感染症の種類について」を参考にして下さい。

※ ご家庭に第1種、第2種の感染症患者がいる場合については、第3種と同様に「医師において感染のおそれがないと認めるまで」となっていますので、感染症患者のご家族については通所可能と医師が認める場合は可となります。(医師の診断が必要です。)

以下、主な感染症の登校(園)、及び「きらり」通所基準です。

第2種学校感染症

インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで (幼児の場合・・・発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで) ※「発症した後5日を経過」については、症状が出た日の翌日を1日目として数えます。 ※ 月曜日に解熱 → 火曜日(解熱後1日目) → 水曜日(解熱後2日目) → (この間発熱がない場合) → 木曜日から出席可能
百日咳	特有のせきが消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
おたふくかぜ	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹ちようが発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで ※ 最初の腫脹ちようが発現した日を起点に数える
麻疹	解熱した後3日を経過するまで
風しん	発しんが消失するまで
水痘	すべての発しんがかさぶたになるまで
咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで

学級・学年・学校閉鎖になっているが、本人が感染していない場合

出席停止が解け、再開した日の放課後以降から支援を再開します。

第3種学校感染症

感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症、ロタウイルス感染症など）	下痢、嘔吐症状が軽減した後、全身状態の良い者は登校（園）可能
サルモネラ感染症（腸チフス、パラチフスを除く）、カンピロバクター感染症	下痢が軽減すれば登校（園）可能
マイコプラズマ感染症	症状が改善し、全身状態の良い者は登校（園）可能
溶連菌感染症	適切な抗菌薬療法開始後24時間以内に感染力は失せるため、それ以降、登校（園）可能
伝染性紅こう斑（りんご病）	発しん期には感染力はないので、発しんのみで全身状態の良い者は登校（園）可能
急性細気管支炎（RSウイルス感染症など）	発熱、咳などの症状が安定し、全身状態の良い者は登校（園）可能
単純ヘルペス感染症	口唇ヘルペス・歯肉口内炎のみであれば、マスクなどをして登校（園）可能。発熱や全身性の水疱がある場合は欠席して治療が望ましい。
带状疱疹（ほうしん）	病変部が適切に被覆してあれば接触感染を防げるため、登校（園）可能。感染者は全ての皮疹がかさぶたになるまでは保育児と接触しないこと
手足口病	本人の全身状態が安定している場合は登校（園）可能
ヘルパンギーナ	全身状態が安定している場合は登校（園）可能
A型肝炎	発病初期を過ぎれば感染力は急速に消失するので、肝機能が正常になった者については登校（園）可能
B型肝炎	急性肝炎の急性期でない限り、登校（園）可能
伝染性膿のうかしん痂疹（とびひ）	出席停止の必要はないが、炎症症状の強い場合や、化膿した部位が広い場合は、傷に直接触らないように指導
伝染性軟属腫（水いぼ）	出席停止の必要はない
アタマジラミ	出席停止の必要はない

表 1：学校保健安全法施行規則第 18 条における感染症の種類について

（2018（平成 30）年 3 月現在）

第一種の感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MER S コロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症法第 6 条第 3 項第 6 号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。） ※ 上記に加え、感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第 8 項に規定する指定感染症、及び同条第 9 項に規定する新感染症は、第一種の感染症とみなされます。
第二種の感染症	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核及び侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）
第三種の感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症